

令和3年8月24日

保護者各位

寒川町長 木村 俊雄
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う保育所等
の登園自粛要請と自粛期間の保育料について(お知らせ)

日頃より、保育行政に対して多大なご理解とご協力を頂きありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、神奈川県を対象として令和3年8月2日(月)から緊急事態宣言が適用され、さらに令和3年9月12日(火)まで延長されました。

当町では神奈川県の方針に基づき、各保育所等では感染症対策を十分に実施したうえで、原則開所しておりますが、保育所等関係者が新型コロナウイルスのPCR検査を受けることや、受けた結果が陽性という保育所等からの報告が急増し、いつ臨時休園になってもおかしくない、予断を許さない状況となっております。

このような状況から、町において下記のとおり登園自粛の要請を開始することとしました。

今後、緊急事態宣言が終了するまでの期間、感染防止のため、ご家庭での保育が可能である児童につきましては、登園を控えていただくようお願いいたします。また遅めの登園や早めのお迎えなど、できる限りのご協力をお願いいたします。

1. 登園自粛要請期間

令和3年8月10日(火)～令和3年9月12日(日)(緊急事態宣言期間終了まで)
(緊急事態宣言が延長となる場合は、登園自粛要請期間も延長いたします。)

2. 登園自粛要請の対象

家庭保育ができる環境等にある方

※ご自宅等にいらっしゃるのみをもって登園を控える要請をするものではありません。ご家庭での環境等を勘案し、家庭保育が可能であるかご判断ください。

3. 日割計算後保育料の返還について

各施設にお支払いいただいているので、各施設から返還についてご案内があります。

※欠席日数は、町から施設に確認いたしますので、保護者の方のお手続きはございません。

事務担当: 学び育成部 子育て支援課 保育担当
電話: 0467-74-1111 内線 151～154